



かわらばん



発行 板橋区資源環境部資源循環推進課 板橋区板橋2-66-1 TEL 3579-2258

集団回収活動への御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
区民のみなさまのリサイクル意識を高め、地域のつながりが強まる身近なりサイクル活動である集団回収活動に、引き続き御協力をお願いします。

今期の団体報奨金単価について

令和5年5月支給の団体報奨金単価は、4.0円/kgです。

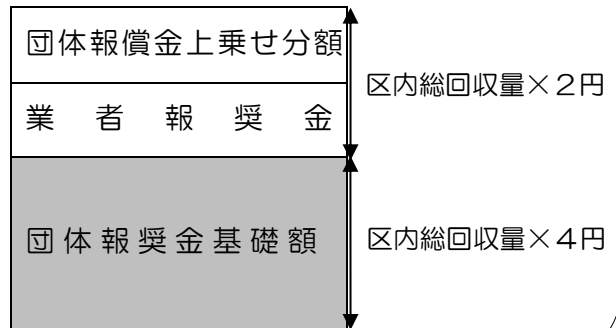
(令和4年10月～令和5年3月報告分)

【算定手順】

団体報奨金単価は、4円/kgの基礎単価と、最大2円/kgの上乗せ分単価からなります。

上乗せ分は該当する期限内に支給された業者報奨金に応じて増減し、総回収量(kg)×2円から業者報奨金の総支給額を引き、残った金額を上乗せ分として算定します。

【集団回収報奨金の算定について】



【令和4年度下半期分の算定】

◆令和4年10月～令和5年3月◆

- 1 業者報奨金総支給額 11,948,570円
- 2 団体報奨金上乗せ分額
5,219,211kg(区内総回収量)×2円
－業者報奨金総支給額 11,948,570円 = 0円(マイナスのため0円とする)
- 3 団体報奨金上乗せ分単価 0円 ÷ 5,219,211kg(区内総回収量) = 0円/kg

⇒この期間の団体報奨金1kgあたりの単価は

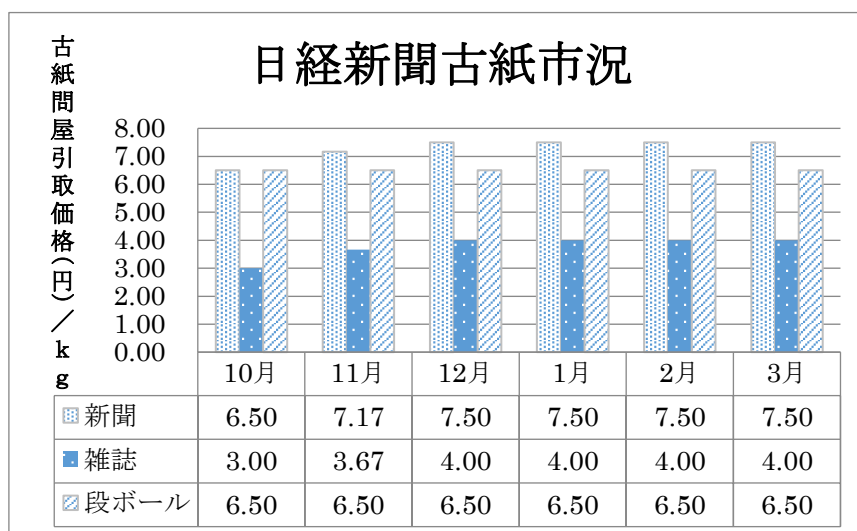
基礎単価4円/kg＋上乗せ分単価0円/kg＝**4.0円/kg**

業者報奨金について

令和4年度の業者報奨金は、日経古紙市況（古紙問屋引取価格）が8円/kgを下回った月に、業者支援として8円/kgとの差額を業者報奨金単価とし、算定しています。この業者報奨金単価はそれぞれの品目（新聞、雑誌・その他紙類、段ボール・布類）ごとに算定します。令和4年度下半期は全ての品目で古紙相場が8円/kgを下回ったため、業者報奨金単価は1～5円/kgとなっています。

古紙の問屋引取価格について

下の表は、令和4年度下半期における日経古紙市況の推移をグラフにしたものです。中国の古紙輸入停止や、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより以前として低い価格で推移しています。



集団回収業者について

集団回収で集めた資源は、各団体と契約した資源回収業者が回収します。令和5年4月1日現在で板橋区に登録している集団回収事業登録回収業者は、28社です。

集団回収業者ではない、持ち去り者を目撃した場合はパトロールを行いますので、車のナンバー・日時・場所などを記録し、御連絡ください。

持ち去り者を発見した時は、身に危険が及ぶ可能性もありますので、不用意に近づいて声をかけたり、強く注意しないようお願いいたします。

登録回収業者は、車両前面にこのような幕を掲示し、作業員は黄色い腕章をつけて作業しています



代表者・振込口座の変更はありませんか？

今回の振込にあたり、代表者や振込口座に変更・相違がある場合は、「**集団回収事業登録団体代表者等変更届 兼支払金口座振替依頼書**」による手続きをお願いします。

代表者の変更があった場合は、口座の欄は全て記入してください。

* 口座名義は、通帳の記載通り正確に記入してください。

* 口座名義に代表者名が入っていない場合は、必ず委任状欄を記入・押印してください。

口座名義の変更は、**令和5年5月12日（金）**までに板橋区資源循環推進課で変更届を受理したものにつきましては、今回の振込みに間に合います。

今後も登録内容が変更になった場合は、**変わり次第変更届**を提出してください。

○区のHPからダウンロードすることもできます。

手続き・くらし ▶ごみ・リサイクル → ▶**集団回収** → ▶**集団回収について**

・代表者、口座、書類送付先の変更 … ●添付ファイル ▶5 と ▶6

・回収品目、回収日、業者の変更 … ●添付ファイル ▶4 のP12、13

●代表者など登録内容に変更がない場合は、**変更届の提出は不要です。**

●同封しました振込金額と口座のお知らせは**再発行できません**ので、大切に保管してください。

●現在の新型コロナウイルスの状況を鑑み、変更届のご提出は**できる限り郵送**でお願い致します。郵便代や必要な消耗品の費用につきましては、団体にお支払いしている助成金を御活用ください。

資源とごみの分別冊子をお配りしています！

区では、区民のみなさまに資源とごみの分別方法を、分かりやすく記載した分別冊子を配布しております。集合住宅にお住まいの方に向けた配付等、まとまった部数のお渡しも可能ですので、是非御相談ください。

＼こういったお困りはありませんか？／

- ・資源とごみの分別がされていない
- ・資源とごみを出す曜日が守られていない
- ・管理者に資源とごみの問合せが多い



集団回収品目の出し方について、ルール順守をお願いします

近年通信販売の利用増加により、段ボールの排出が年々増加しております。それに伴い、折りたたまずに箱の形のまま出す、段ボールとごみを分別せずに出すなど、排出における問題も多く寄せられています。箱の形のまま出された場合、そのまま積むとスペースがなくなってしまうため回収業者が解体しており、大きな負担となっています。

各町会・団体におかれましては、改めて資源排出ルールの順守について周知徹底をしていただき、資源回収の推進、効率化に御協力のほどよろしくお願いいたします。

【古紙の出し方】

新聞（折込チラシ含む）、雑誌（本・ボール紙含む）、段ボールに分別する。

- 当日朝8時までに決められた場所に出してください。
- 種類別に全てたたんで、ひもでしばって出してください。
（箱の中にたたんだ段ボールを入れることはルール違反です）
- ガムテープは使用しないでください。

※上記が守られない場合は、回収されない場合もあります。

※団体と業者間で別途時間や方法が定められている場合はそちらに従ってください。



ルール違反の例



正しい出し方

集団回収場所には掲示物を設置しましょう！

集団回収の回収場所には、行政回収と区別するために掲示物の設置をお願いしています。掲示物がない場所では、行政回収と集団回収のどちらに出された資源かわからず間違えて回収される場合や、取り残しを見つけた住民の方が、行政回収と間違えて清掃事務所に回収依頼の連絡をしてしまうなどの問題が発生しています。

区では、のぼり旗・垂れ幕・プレートの3種類の掲示物を御用意していますので、行政回収との区別が付きやすいように、見やすいところに掲示してください。

破損・汚損等で見えにくくなっている場合も新しいものに交換しますので、御連絡ください。

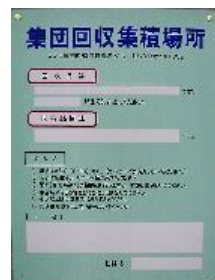
のぼり旗
縦 150cm ×
横 50cm



垂れ幕
縦 70cm ×
横 50cm



プレート
縦 50cm × 横 40cm
または B4 サイズ
(約 37 cm × 26.5 cm)



板橋区役所 資源環境部 資源循環推進課 資源循環協働係（北館7階⑪番窓口）
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話 3579-2258